

広島県告示第五百三三号

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四中「別表第二欄」を「別表第一第二欄」に、第四の一中「平成十四年十月一日」を「別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日」に、第四の二中「平成十四年十月一日以後に許可」を「別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日以後に許可」に、第四の二のCn及びCni中「別表第三欄」を「別表第一第三欄」に、第四の二のQni中「平成十四年十月一日以後に、」を「別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日以後に、」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四関係）

番号	指 定 地 域 内 事 業 場 の 区 分	基 準 日
一	次項に掲げる指定地域内事業場以外の指定地域内事業場	平成一四年一〇月一日
二	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百四十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一四年五月二五日

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百四十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が猶予されるものについては、平成二十四年十一月二十四日までの間は、この告示による改正後の窒素含有量に係る総量規制基準の規定は適用しない。